

廃炉発官R5第160号
令和6年2月7日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

5, 6号機取水路開渠内に「重機足場」を設け、恒久的な管理対象区域に設定するため、下記の通り変更を行う。また、併せてモニタリングポスト図面及び本文について、記載の適正化を行う。

II 特定原子力施設の設計, 設備

1 設計, 設備について考慮する事項

1.14 設計上の考慮

本文

- ・変更なし

添付資料-1

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.15 放射線管理関係設備等

本文

- ・記載の適正化

添付資料 2

- ・記載削除

2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系

本文

- ・変更なし

添付資料-4

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

2.44 放射性固体廃棄物等の管理施設及び関連施設
(増設雑固体廃棄物焼却設備)

本文

- ・変更なし

添付資料-2

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

2.50 ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設

本文

- ・変更なし

添付資料-1

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- 添付資料－ 4
- ・重機足場追加に伴う図面の変更

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第7章 放射線管理

第57条

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

第60条

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

附則

- ・重機足場追加に伴う変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図（1／2）

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図（2／2）

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第7章 放射線管理

第98条

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

第101条

- ・重機足場追加に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

附則

- ・重機足場追加に伴う変更

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図（1／2）

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

福島第一原子力発電所 管理区域全体図（2／2）

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

第3編 (保安に係る補足説明)

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

3.1.2 放射線管理

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

3.1.4 港湾内の海水, 海底土, 地下水及び排水路の放射性物質の低減

- ・重機足場追加に伴う図面の変更

以 上